

## にいみ彰平後援会規約

### 第1条（名称・所在地）

本会は、にいみ彰平後援会（通称：チームにいみ）と称し、主たる事務所を京都  
市内に置く。

### 第2条（目的）

本会は、新実彰平氏の政治活動を後援することにより、国政の発展と国民生活の  
向上に寄与し、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

### 第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- ① 講演会、座談会等の開催
- ② 会報等の発刊及び配布
- ③ 関係諸団体との連携
- ④ その他本会の目的達成のために必要な事業

### 第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込を行った者をもって会員とする。

### 第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

会長	1名
副会長	3名
幹事	若干名
会計責任者	1名
監事	2名

### 第6条（役員の選出及び任期）

役員は、総会において選出する。

- 2 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第7条（会議）

会長は、毎年1回の通常総会その他必要に応じ、臨時総会を招集する。

- 2 会長は、必要に応じ役員会を招集する。

## 第8条（経費）

本会の経費は、寄附金その他の収入をもって充当する。会費は徴収しないものとする。

## 第9条（会計年度及び会計監査）

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

2 会計責任者は、本会の経理につき年1回監事による監査を受け、その監査意見書を付して総会に報告する。

## 第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

## 第11条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

## 附 則

本規約は、2024年11月1日から実施する。

以上